

自律的労使関係制度を導入するための地方公務員制度改革2法案の概要

地方公務員法等の一部を改正する法律案

地方公務員の自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずる。

1 自律的労使関係制度の措置

- ① 一般職の地方公務員(団結権を制限される職員等を除く。)への協約締結権の付与に伴い、勤務条件等に関する人事委員会勧告制度を廃止する。
- ② 住民への説明責任を果たし、住民の理解を得る観点から、人事委員会が民間の給与等の実態を調査・把握する。

2 消防職員の団結権の制限撤廃

- 消防職員の団結権の制限を撤廃し、**他の職員と同様の扱いとする(協約締結権も付与)。**【今回変更】
- これに伴い、消防職員委員会制度は廃止する(消防組織法の改正)。

3 施行日

- 1...公布日から3年6月を超えない範囲内において政令で定める日
- 2...1の施行日から1年を経過した日

地方公務員の労働関係に関する法律案

地方公務員に自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員の労働基本権を拡大することとし、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、労働関係の調整手続等について定める。

1 労働組合

労働組合の組織及び認証、組合役員の専従許可、不当労働行為の禁止等について定める。

2 団体交渉

団体交渉事項の範囲、団体交渉の当事者及び手続、団体交渉の議事概要の公表等について定める。

3 団体協約

団体協約の範囲、団体協約を締結する当局、団体協約の効力等について定める。

4 不当労働行為に関する手続

不当労働行為事件の審査手続等に関する事項を定める。

5 地方公務員の労働関係の調整手続

地方公共団体の当局と労働組合との間に発生した紛争に関するあっせん、調停及び仲裁の手続を定める。

6 施行日

地方公務員法等の一部を改正する法律の施行日
※公布日から3年6月を超えない範囲内において政令で定める日